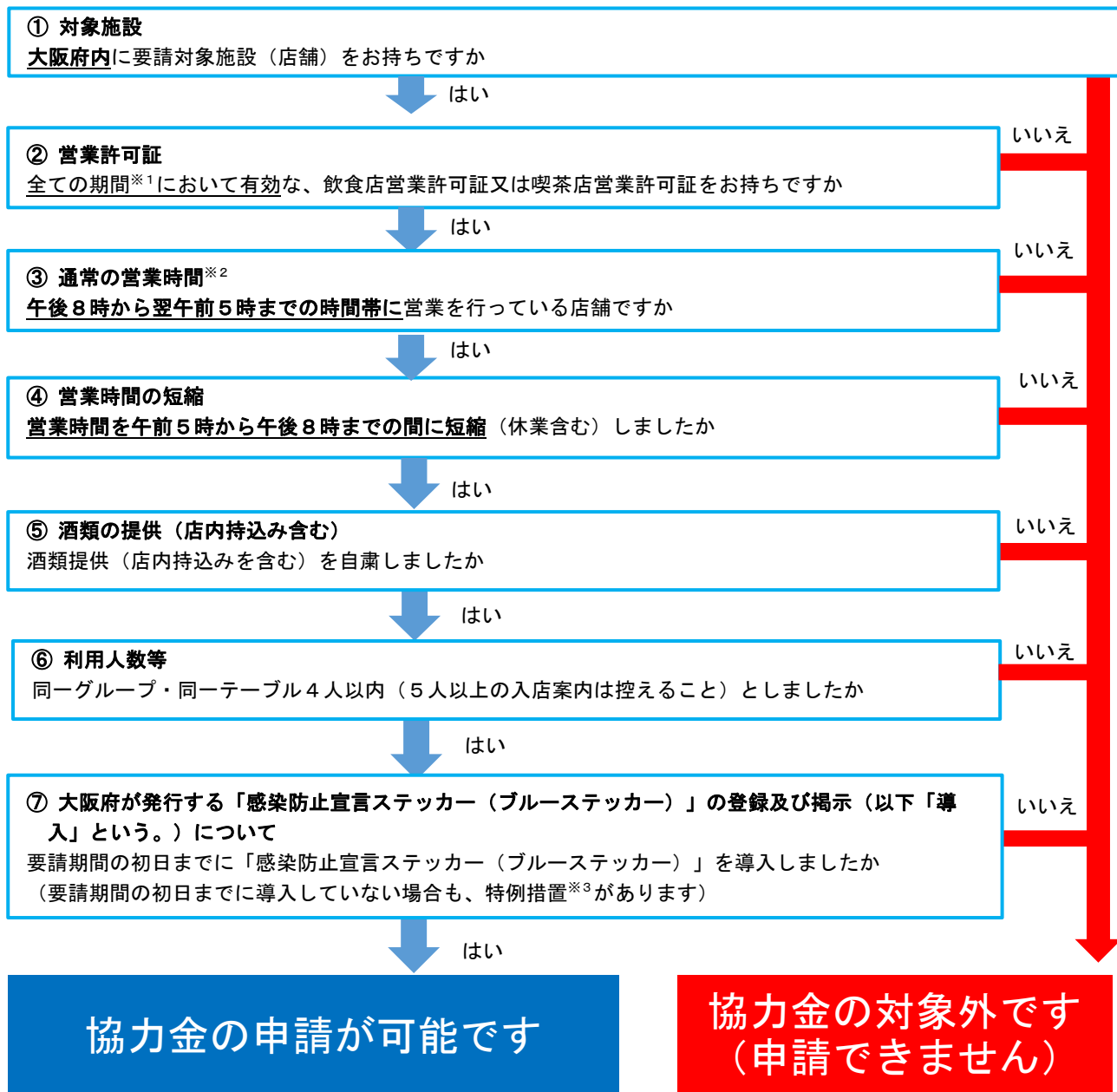


協力金申請判定フローチャート（ブルステッカー登録店舗）



ただし、要請期間の途中に開店した場合は、開店日から令和4年6月18日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 全ての期間

要請期間の途中に開店又は閉店（店じまい）をした場合は、初日又は末日を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 通常の営業時間

営業時間短縮要請が行われていない時の営業時間を指します。

※3 ブルステッカー導入の特例措置

ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は要請期間の初日までに導入していたものとみなします。

① 要請期間中、営業時間を短縮して営業していた店舗

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、要請期間の末日までに導入した場合

② 要請期間中、休業していた店舗

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、協力金の支給申請日又は営業再開（開始）日のいずれか早い日までに導入した場合